

持続可能な地域づくり団体支援寄附金（ギフ鳥）
ガバメントクラウドファンディングタイプにおけるお礼の品について

I 概要

持続可能な地域づくり団体支援寄附金の寄附対象団体（以下「寄附対象団体」という。）がガバメントクラウドファンディングタイプ（以下「GCF タイプ」）で寄附募集を行う場合、あらかじめ県の承認を得た上で、寄附者にお礼の品を提供することができます。寄附はふるさと納税サイトを介して受け付けるため、鳥取県ふるさと納税業務受託者が寄附対象団体へのお礼の品の発注連絡を行いますが、その後のお礼の品の発送、寄附者への対応等は寄附対象団体が責任を持って行ってください。

2 提供が可能なお礼の品

（1）内容

次のいずれかに該当する必要があります。

①県内で生産されたもの

県内で製造された製品、栽培されている農林水産物など

②原材料の主要な部分が県内で生産されたもの

具体的な例は、別紙1「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」（令和5年7月21日付総務省自治税務局市町村税課長通知）（以下「総務省課長通知」という。）10頁をご参照ください。

③製造、加工その他の工程のうち主要な部分を県内で行うことにより相応の付加価値が生じているもの

具体的な例は、総務省課長通知11頁をご参照ください。

④県内で提供されるサービス等

具体的な例は、総務省課長通知15頁をご参照ください。

※ お礼の品を検討する際は、別紙2「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29、30、31年総務大臣通知）も踏まえてください。

※ なお、上記基準に適合しているものとして県がお礼の品として決定した後に、お礼の品として不適切であることが判明した場合は、お礼の品の決定を取り消します。

（2）商品の提供数

1団体につき18品を上限とします。（同じ商品で寄附金額の設定を変える場合も1品とします。）

（3）寄附金額の設定

寄附金額は10,000円以上とし、1,000円単位で設定してください。

お礼の品の金額は、商品代、消費税及び梱包代等を含み寄附金額の3割以内となるように寄附金額を設定してください。

(4) 発送等

寄附者に対してお礼の品をお贈りいただく際には、鳥取県ふるさと納税業務受託者が発注する仕様書をもとに寄附対象団体においてお届け日等の確認を行い、鳥取県ふるさと納税業務受託者が別に示す留意事項に従って発送を行っていただく予定です。発送後は、発送情報を鳥取県ふるさと納税業務受託者にお知らせください。

3 個人情報の保護

寄附対象団体は、この事業による業務を処理するための個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

※ 寄附者の個人情報は、お礼の品の送付、団体の活動報告以外の目的に使用することはできません。
ただし、寄附対象団体のパンフレットを同封するなどして、寄附者から寄附対象団体へ本制度によらない直接の寄附申込み等で入手された個人情報は対象外です。

4 申請方法

(1) お礼の品の申請は「持続可能な地域づくり団体支援寄附金」制度の登録を受け、「GCFタイプ」で寄附募集することが決定した寄附対象団体が対象となります。

(2) 別紙3「持続可能な地域づくり団体支援寄附金お礼の品申請書」に必要事項を記入し、「8 申込・問合せ先」に示す鳥取県輝く鳥取創造本部とつと暮らし推進局協働参画課へ提出してください。お礼の品申請書は、GCF募集開始の2ヶ月前までに提出してください。

※ふるさと納税制度において提供するお礼の品については、総務省において内容の確認を行うこととされました（「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和5年9月28日付総務省自治税務局市町村税課長第100号））。お申込みいただいたお礼の品を県でとりまとめ、総務省において確認するため、お礼の品としての決定まで1か月～2か月程度お時間をいただきますので御了承ください。

※総務省の確認において疑義が生じた場合は、疑義の内容に関してお礼の品の詳細をお尋ねするがありますので説明や資料の提出など御対応をお願いします。

(3) 申し込みにあたっては、次の点にご配慮ください。

- ①お礼の品に関心をお寄せいただくためには、魅力的な見せ方や丁寧な説明が必要と考えられますので、食べたい、使いたいと感じる画像（お送りする状態だけでなく、調理し食べる直前の状態の画像など）で可能な限り高画質な画像（1MB以上）を申込書と一緒に提出してください。
- ②専門用語を控え、商品の特徴を端的かつ誇張し過ぎない表現により説明してください。
- ③確実に連絡が可能な連絡先を記載してください。

5 留意事項

(1) お礼の品の発送について

寄附者に対する贈答品（お礼の品）としてふさわしい形で発送をしてください。

- ①鳥取県ふるさと納税業務受託者の発注メールを確認されましたが、できるだけ速やかにお礼の品を発送してください。

- ②贈答品としての品質が保てるよう、商品の特性（常温・冷蔵・冷凍）、配送時期等を勘案し、適切な方法により発送を行ってください。特に生鮮品等については確実に受け取っていただけるよう、発送前に受取希望日（時間）を確認する等の対応を行ってください。
- ③返礼品にかかる苦情、損害（発送遅延、商品の腐敗等）が発生した場合は、寄附対象団体の責において対応していただきます。それを要因として県に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。
- ④お礼の品が毀損して届けられた場合、配送業者の責任と思われる事案においても、寄附対象団体から寄附者へ代替品を送付したうえで、配送業者と協議しご対応ください。
- ⑤賞味期限、消費期限、内容量を確認した上で発送してください。

6 Q & A

Q 1：お礼の品が提供できなくなった場合はどうしたらよいですか？

A 1：やむを得ない事情によりお礼の品を提供できなくなった場合（予期される場合も含む）は、ふるさと納税サイトへ、その旨を表示しますので、速やかに問合せ先へご連絡ください。また、内容を一部変更する必要が生じた場合についても、同様にご対応ください。

※ お礼の品は可能な限り年度を通じて同一の品を提供いただけるようご配慮ください。

なお、時期・数量に限りがあるものは、申込書の特記事項に記載してください。

Q 2：一時的にお礼の品の受注を停止することはできますか？

A 2：可能です。ただし、生産状況等により、一時的にお礼の品の発注に対応できない事態が生じた場合（予期される場合も含む）は、速やかに問合せ先へご連絡ください。

Q 3：寄附者と連絡が取れず、お礼の品を届けられない場合はどうしたらよいですか？

A 3：電話やメール等による連絡を複数回試みても連絡が取れない場合は、配達記録郵便等により連絡文書を郵送し、いつお送りすればよいか等を確認してください。

Q 4：お礼の品に寄附対象団体のパンフレット等を同封してもよいですか？

A 4：お礼の品を発送いただく際に、寄附対象団体のパンフレット等を同封いただくことは問題ありませんので、この機会を活用して積極的にPRを行ってください。成果報告、事業報告等活動をPRいただく場合は問題ありませんが、それ以外の目的（例えば商品の販売など）で寄附者の情報を活用してダイレクトメール送付等を行うことはできません。ただし、同封したパンフレットを見て、ふるさと納税サイトを介さず直接寄附対象団体に寄付があったなどの場合は、通常の寄附情報と同様に扱っていただいて差支えありません。

7 その他

- ・寄附者の方の個人情報については、目的外に使用・漏洩することの無いよう、厳重に取り扱ってください。
- ・お礼の品のお届けに当たり、寄附者の方から問合せや苦情等が寄せられた場合には、寄附対象団体において責任をもってご対応いただくようお願いします。また、トラブル事例については情報共有のため、速やかに問合せ先へご報告ください。

8 問合せ先

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課

電 話：0857-26-7070

メーレ：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp